

## 業務委託契約書

株式会社ピナコ（以下、甲という）と\_\_\_\_\_

（以下、乙という）とは、甲が乙に対し、営業業務を委託するにつき、以下の通り合意し契約を締結する。

### 第1条（基本内容）

- (1) 甲は乙に対し、甲が会員に提供する英会話研修（以下、本件サービスという）の顧客確保（以下、本件業務という）を委託し、乙は、これを受託する。

### 第2条（営業業務方法）

- (1) 乙は、予め甲から交付を受けた本件サービスに関する説明資料を利用して本件業務を行うものとし、同資料を越える内容及び事項について説明を要するときは、甲がこれを行うものとする。
- (2) 甲は、乙に対して、前項のほか本件業務の遂行にあたり、乙の要請があった場合は、適宜、本件サービスの説明や追加資料交付等の支援を行うものとする。

### 第3条（契約締結等）

乙から契約希望の通知を受けた場合は、甲は遅滞なく契約締結の手続きに着手するものとする。

### 第4条（委託手数料）

乙が甲に紹介した者が本件サービスの契約を締結・入金を確認できた件について、甲は乙に対し、契約金額の\_\_\_\_\_割を支払うものとする。

残りから、甲は人件費、管理費、教材費などを負担する。

乙は翌月10日までに甲に委託手数料の支払いに関する請求書を提出するものとし、

甲は、同月25日（該当日が、金融機関の休業日の場合は、その翌日）までに、

乙の指定する金融機関の口座に委託手数料を振り込むものとする。

サービス提供の契約期間が終了した後に、契約の継続（更新）があり、更なる入金があった場合には、甲が乙に入金額に対して上記と同額のマージンを支払うものとする。

### 第5条（費用の負担）

- (1) 乙が本契約の履行に際して要する交通費、交際費等の費用は上限月\_\_\_\_\_円まで、甲の負担とする。ただし、当月に契約にいたらなかった際には、費用折半となる。領収書は毎月10日までに乙が甲に提出をし、当月25日に指定の銀行より振込をする。
- (2) 想定外の特別の費用については甲乙双方協議の上、その一部を負担し合うものとする。

### 第6条（責任の範囲）

甲乙双方は、乙の通知した利用希望者と甲との間で、本件サービス利用契約が成立しなかった場合でも、何らの責任を負わないものとする。

## 第7条（秘密保持）

- (1) 甲乙双方は、本契約の締結及び本契約の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らしたり、または他の目的に使用したりしてはならない。ただし、相手方の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 前項の規定は、本契約期間の満了後にも有効に存続するものとする。

## 第8条（契約期間、中途解約）

- (1) 本契約の期間は、契約締結の日より1年間とする。期間終了後、甲乙双方で特段契約内容の変更を希望しない場合は、同一条件で自動更新するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、甲または乙は、1週間前に相手方に書面（電子メール、ファクシミリを含む。）によって通知することにより、本契約を解除することができる。

## 第9条（通知義務）

乙は、次の各号に該当する事実が生じたときは、速やかに甲に通知しなければならない。

- (1) 住所、代表者、商号、電話連絡先のいずれかの変更
- (2) 営業の譲渡、貸与、合併その他これに準ずる経営上の重要事項の変動

## 第10条（変更、協議）

本契約の内容の追加及び変更は、甲乙協議の上行うものとする。また本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

（甲が乙へ支払いする委託手数料のお支払先の届け出）

銀行名：

支店名：

口座種類：普通 当座

口座番号：

口座名義：

※口座名義は契約者と同一名義をお願いします。

※月末締で翌10日までに、株式会社ピナコに請求書を送付いただき、

月末締め翌月25日にお振込みいたします。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲：

大阪府大阪市東淀川区東中島 1-21-24 15F

株式会社ピナコ 代表取締役 石尾麻衣

乙：